平成２２年（フ）第４１２号
山梨県笛吹市八代町南367番地　中込アパート５号
債務者　樋口　京子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５８号
長野市吉田５―11―35、住民票上の住所長野県中野市大字吉田1240番地５
債務者　石渡　友枝
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５９号
長野県飯山市大字飯山2147番地１
債務者　阿部　和幸
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６０号
長野市大字高田2220番地
債務者　梨本　　研
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７８号
長野市篠ノ井布施高田173番地２　アーバンさち101、前住所長野市篠ノ井布施高田253番地１
債務者　中澤　　智
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１９号
長野県松本市大字里山辺1553番地
債務者　小林　昭子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２４６号
長野県北安曇郡小谷村大字中土5597番地の２
債務者　筒井　　洋
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２５５号
長野県松本市大字島内5063番地５
債務者　岩岡　廣好
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２６０号
長野県安曇野市穂高有明2189番地23、住民票上の住所長野県北安曇郡松川村5066番地200
債務者　中村　淳志
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第９３号
岐阜県美濃加茂市蜂屋町伊瀬481番地34
債務者　二村　順子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第２１５１号
名古屋市名東区牧の里３丁目401番地　県営高針住宅３棟306号
債務者　米本　光宏
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９９号
三重県伊賀市出後1260番地　野下団地Ｄ棟―15号室
債務者　宍戸アキオこと　ＳＨＩＳＨＩＤＯ　ＡＫＩＯ
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第２６５号
三重県四日市市笹川８丁目45番地１　笹川公団４棟203号
債務者　鈴木　　仁
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２８６号
三重県桑名市大字額田704番地３
債務者　村山　陽一
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第４０４号
兵庫県宝塚市口谷東３丁目67番地の38　パレスノーブル102、前住所兵庫県宝塚市平井２丁目17番17―302号
債務者　田王　由美
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２０９号
鳥取県鳥取市湖山町南３丁目651番地、旧住所愛知県海部郡甚目寺町中萱津西ノ川30―５
債務者　長谷　浩司
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１１号
鳥取県米子市淀江町西原946番地
債務者　吉田　　豊
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　鳥取地方裁判所米子支部